

# 「諫早市キャッシュレス決済端末等導入支援事業費補助金」申請要領

令和4年8月1日現在

## I 補助金の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ウィズコロナ社会による新しい生活様式への対応を進めるとともに、新幹線開業やコロナ禍後のインバウンド観光に伴う交流人口の拡大に対応するためのキャッシュレス決済端末等導入に要する経費を補助します。

### ■受付期間

令和4年8月1日（月）から令和5年2月28日（火）まで（当日消印有効）

※予算に達し次第、受付を終了します。

### ■補助対象者

補助対象者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 市内に店舗等を有する又は、市内で事業活動を営むものであって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者
- (2) 諫早市税に滞納がないこと
- (3) 中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業者や個人事業者であること
- (4) 補助対象となる機種がほかの同様の事業の補助対象としてほかの公的機関から助成を受けていないこと

### ■補助金の額

○補助率：補助対象経費の10/10

○補助金額：上限20万円 ただし、複数店舗等に導入する場合は上限30万円。

※申請受付期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付終了となります。

### ■補助対象経費 ※消費税等は除きます。

補助金の交付決定後から令和5年3月10日（金）までの間に市内の事業所において実施するキャッシュレス決済の導入に要する以下の経費（※補助金の交付決定前の経費は認めない）

- ①キャッシュレス決済端末及びその附属品の購入に要する費用
- ②その他市長が必要と認める経費

補助対象 (例)	対象外 (例)
<ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュレス決済端末本体機器 (新品に限る)</li><li>・付属機器 (新品に限る)</li><li>① 端末機器 (例：タブレット、パソコンなど)</li><li>② 決済端末に関連する機器 (例：バーコードリーダー、非接触リーダライタ、レシートプリンターなど)</li><li>③ ネットワーク接続機器 (例：Wi-Fi ルーターなど)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事費 (インターネット接続工事費など)</li><li>・手数料、経常的経費 (登録手数料、設置料、使用料など)</li><li>・キャッシュレス決済に使用するシステム</li><li>・ソフト等購入費用</li><li>・リース料及びレンタル料</li><li>・日常的に使用する消耗品に係る経費 (レシート用紙、保護ケースなど)</li></ul> <p>※補助対象経費であってもキャッシュレス決済のために使われないものは、補助対象とはなりません。また、事業の用ではなく、個人で使用する目的と思われるものについても補助対象外です。</p>

## II 本補助金に関する問合せ先及び申請手続き

### 1 問合せ先

諫早市経済交流部緊急経済対策室（TEL：0957-22-3520）

受付時間 9時00分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）

### 2 申請書類

	書類名	説明	チェック欄
1	補助金交付申請書	指定様式 [様式1]	<input type="checkbox"/>
2	宣誓書兼同意書	指定様式 [様式2]	<input type="checkbox"/>
3	補助対象経費内訳表	指定様式 [様式3]	<input type="checkbox"/>
4	見積書の写し	任意様式	<input type="checkbox"/>
5	本人確認書類の写し	【法人】履歴事項全部証明書の写し 【個人】身分証明書（運転免許証、健康保険証など）	<input type="checkbox"/>
6	市内に店舗等を有する又は、市内で事業活動を営んでいることが分かる書類の写し（事業所の事業内容、所在地がわかるもの）	【法人・個人】開業届、営業許可書の写しなど	<input type="checkbox"/>
7	事業継続の確認書類	【法人】直近の事業年分の法人税確定申告書 別表第1の写し 【個人】令和3年度の所得税確定申告書 第1表の写し	<input type="checkbox"/>

※上記に掲げるもののほか、市長が必要と定めるものを追加でご提出いただく場合があります。

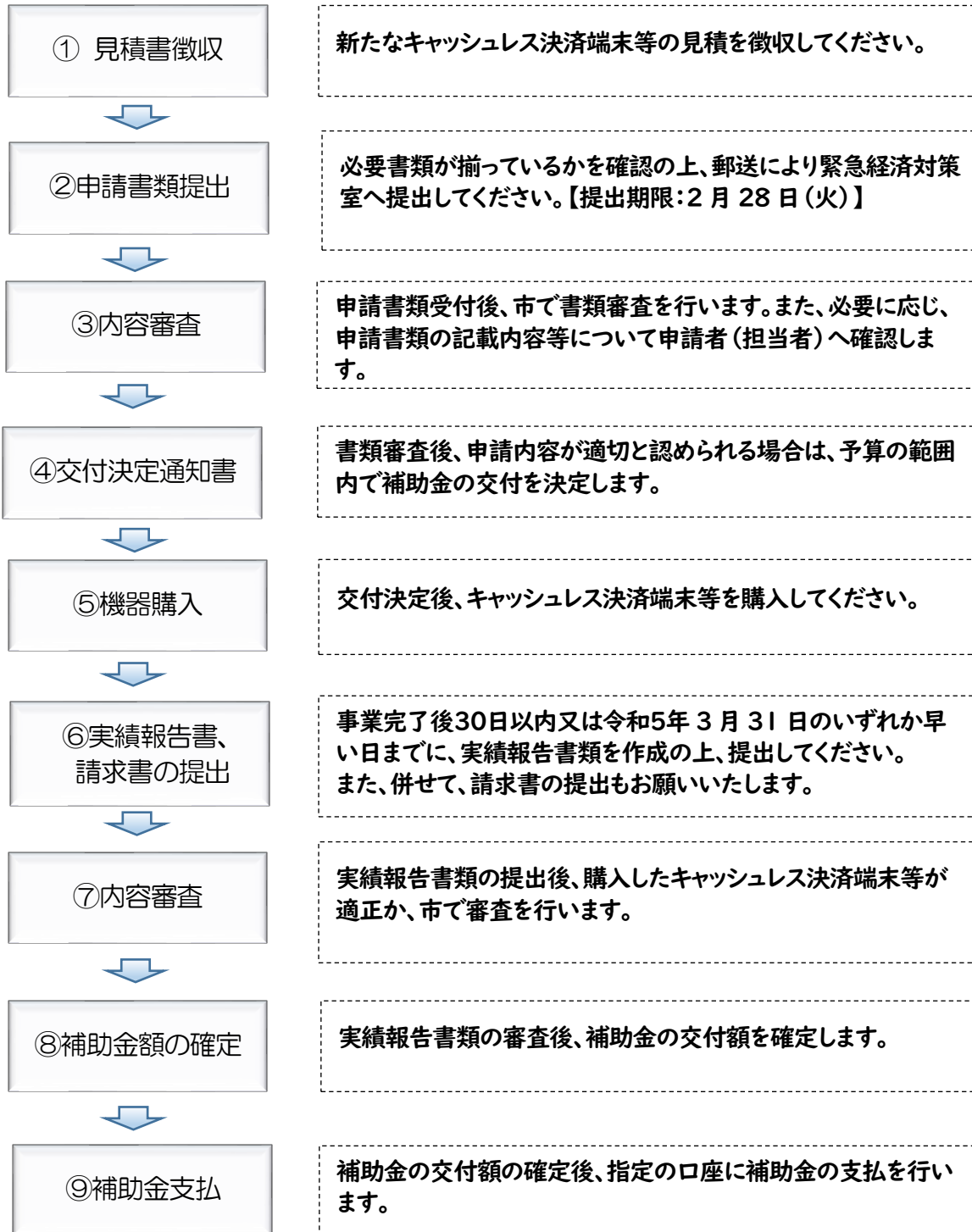
※補助金申請額の増額に伴う変更は認めていません。増額に伴う変更がある場合は、ご相談ください。

### 3 実績報告及び補助金請求

実績報告及び補助金を請求の際は、以下の書類を提出ください。

- 1 諫早市キャッシュレス決済端末等導入支援事業費補助金実績報告書
- 2 補助対象経費実績表
- 3 領収書の写し
- 4 補助金請求書（振込先の口座を記入し、通帳の表及び1頁目の見開きの写しを添付願います。）
- 5 決済端末等の設置状況が分かる写真

#### 4 手続きの流れ



## 5 申請書の送付先

申請受付期限は、令和5年2月28日（火）です。（当日消印有効）

★宛先★ ※郵送の際、切り取ってご利用ください。

〒854-8601  
諫早市東小路町7番1号  
諫早市 経済交流部 緊急経済対策室 宛

※切手を貼付の上、裏面には申請人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**郵送**での申請にご協力ください。

## III その他

- ・補助金に係る書類、帳簿等については、令和10年3月31日まで保存をしてください。
- ・補助金の交付決定後、他の用途へ使用した場合や、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、補助金の交付の決定を全部又は一部を取消すことがあります。  
尚、既に補助金が交付されている時は、期限を定め返還を命じ、補助金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（補助金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。